

結城市東部地域包括支援センターたけだ 指定介護予防支援事業所 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、結城市東部地域包括支援センターたけだが開設する指定介護予防支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業について、その適正な運営を図るために人員、管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、事業所の保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏ることのないよう、公正及び中立に行うものとする。

4 事業所は、事業の運営に当たっては、関係する市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 結城市東部地域包括支援センターたけだ
- (2) 所在地 結城市大字結城 12744 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 常勤の管理者 1名
(2) 保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員であって、常勤の者 1名以上

2 管理者は、事業所職員の勤務管理、指定介護予防支援事業の利用申込みに係る調整、業務実施状況の把握及びその他事業の管理を一元的に行うとともに、自らも事業に携わるものとする。管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地

域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(開所日及び開所時間)

第6条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から翌年の1月3日を除く。

(2) 開所時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(事業の内容及び提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 提供方法は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第29条から第31条までの規定に従い、実施するものとする。

(2) 利用者の相談を受ける場所は、第4条に規定する事業所内又は自宅とする。

(3) サービス担当者会議の開催場所は、第4条に規定する事業所内、自宅、又は介護予防サービス事業所内とする。

(4) 事業所は、指定介護予防サービス事業者等に対し、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を1月に1回以上、聴取するものとする。

(5) 事業所は、サービスの提供を開始する月(以下、この号において「提供開始月」という。)提供開始月の翌月から起算して6箇月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、面接するものとする。

(6) 事業所は、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施するものとする。

(7) 事業所は、少なくとも1箇月に1回、モニタリングの結果を記録するものとする。

(利用料等)

第8条 利用者が事業を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の負担は求めないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別表に掲げる担当圏域の東地区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情・ハラスメント対応)

第13条 センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切な対応をしなければならない。

(守秘義務)

第14条 職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がある場合を除き、事業所の業務に関して取得した秘密や情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(記録の整備)

第15条 事業所は、従業者、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、担当職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、市長と地域包括支援センター管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第17条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（感染症予防及びまん延防止）

第18条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。